

## 研究ノート

# 戦間期における農家生活水準の階層性

—— 愛媛県農家生活状況を実例として ——

何 涛

### 目 次

はじめに

#### 第一節 農家生活水準の再検討

- 1 「農家経済調査」からみた農家の生活状況
- 2 農家生活水準の格差

#### 第二節 地域農家生活水準の階層性

- 1 地域の概況
- 2 農家の生活状況
- 3 生活水準の格差

#### 第三節 個別農家生活水準の階層性

##### ◆ 米麦作地方 —— 旧越智郡富田村

- 1 農家の概況
- 2 農家の収支状況
- 3 家計費
- 4 農家総所得

##### ◆ 養蚕地方 —— 旧西宇和郡千丈村

- 1 農家の概況
- 2 農家の収支状況
- 3 家計費
- 4 農家総所得

おわりに

## はじめに

日本において、「近代的家計調査の嚆矢」と言われたのは、高野岩三郎の「東京ニ於ケル20職工家計調査」<sup>1)</sup>である。彼らは、当時の先進国で実施された家計簿法を参考にし、日本の現状を客観的に把握できる方法を考え、大正期のはじめに東京において20職工を対象とする家計調査を実施した。

その後、重工業部門の発展とともに、労働者の世帯が漸次工場地帯に定着し、その家計を調査する必要が意識されるとともに、労働者の生活難、労働条件や賃金の改善に期待をあたえるものとして、生計調査や生活調査が本来の家計調査と区別された。この時期を経過する進化過程については、権田保之助が明らかに詳細に論じた<sup>2)</sup>

もっとも画期的な大規模調査であったのは大正15年から昭和2年にかけて実施された内閣統計局の家計調査であった。国の手による周到な準備に基づいて、極めて綿密な調査組織がつくられ、着実な調査活動の管理が行われ、方法的にみても統計調査としてもすぐれた調査であった。

この時期以後の国民生活研究においては、欧米の生活研究の成果を基礎として、資本家的生産と労働者生活との関連、日本資本主義の特殊性と国民生活の関連のうちに、「国民生活の理論」を構築しようとする意図が大河内一男の研究の中に、現れてきた<sup>3)</sup>

生活理論に対して、生活費の視点から、個別家計の消費生活の動向及びライフ・サイクルなどに関する分析を中心とし、近代日本人の生活史の基礎資料を提供する代表的成果が、中村隆英の研究<sup>4)</sup>である。

---

1) 中鉢正美『家計調査と生活研究』、光生館、1971年、p.3。

2) 高野岩三郎編『本邦社会統計論』、経済学全集第52巻、改造社、1933年、p.1~281 所収権田保之助著「本邦家計調査」参照。

3) 大河内一男『国民生活の理論』、光生館、1948年参照。

4) 中村隆英『家計簿からみた近代日本生活史』、東京大学出版会、1993年参照。

しかしながら、従来の研究では、給料生活者あるいは労働者を研究対象としての例が多いので、彼らの生活水準を論じていたが、都市の日本人の生活実態に関する実証が飛躍的に深められた反面、農家の生活水準についての検討は必ずしも十分ではなく、時代や状況に応じて、各階層農家の生活がどのように変化したのかについても具体的に明らかにされてはいなかった。これに対して、近代経済成長過程の中に、大きな役割を担っていた農業の貢献を度々強調し、農家生活史研究の視点から、農家の生活実態、生活水準及び消費構造という点に着目し、その動きや特徴を考察することは本論の意図である。

一方、従来の農家生活水準について、本格的な関心を抱いて実態調査を行ったのは、北海道帝国大学教授、森本厚吉である。彼は、大正2年、北海道の4地区から小作農約250世帯を選び、農家経営を含む農家家計調査を実施した<sup>5)</sup>。しかし、この調査は、北海道という特定の地域で行われたため、この時期の国内の農家の生活標準を見出すことができなかった。また、大正10年に行われた農商務省の「農業者生計費調査」や大正15年の内閣統計局の「農業者家計調査」が、農家経営と農家家計を分離した上で、調査データを有効に活用して集計を編成したが、階層別、地域性や個別性を無視した欠陥があった。さらに、この分野においては、もっとも代表的な統計資料は、農林省統計研究会・農林省統計情報部編「農家経済調査」である。周知のごとく、この累年統計は2巻に分かれており（第3巻は前2巻に関する解説編である）、第1巻は、大正10年より昭和15年に至る農家経済調査の全国及び地域別の諸統計を累計したものであり、第2巻は、第1巻の全国・地域別統計に続いて、都道府県別統計を累計したものである。しかし、「農家経済調査」の調査対象が大規模農家に偏り<sup>6)</sup>、地主、自作農、小作農のような各階層別の生活水準についての検討が不十分である。

---

5) 多田吉三『日本家計研究史——わが国における家計調査の成立過程に関する研究』、晃洋書房、1989年、p.67。

6) 前掲、多田吉三著書、p.17。

以上のような研究状況の中で、従来の農家生活水準の研究における最大かつ根本的な問題点は、階層別面からみる農家の生活水準がどうなっていることに関する実証的な解明は不十分である。

言うまでもなく、農家の生活水準は、国民経済の動向によって左右されたことは当然なことであるが、階層別の存在より、土地の規模や経営の健全性および合理性の差があるため、各階層農家の間で生活水準の格差が生じ、生活内容も大きな差異が見られた。地主、自作農、小作農のような各農家は様々な時代的背景の影響を受けながら、各自の限界を克服するために、模索していた成長過程や実状は、かなり異なる経過をたどっていたと思われる。これらは、諸地域における農家生活水準を検討する際に極めて重要である。

一方、階層別の角度から、地主、自作農、小作農を分析対象として、戦間期（大正末期・昭和初期）における農家生活水準についての研究が農家生活史においては少ないため、この部分の事実を解明することは、農家生活史研究における一部の空白を埋めることや、日本近代史をより深く理解することに対して、重要な参考意義になるだろう。

分析する上で、商品経済の展開が比較的進んでいた愛媛県の事例をあげ、戦間期における農家の生活水準の階層性を解明する一方、日本資本主義が確立する産業革命期においては、農村諸階層の消費生活はどのような特徴を持っていたかということが本論の課題である。

利用した資料は、愛媛県内務部・農林課編「愛媛県農家の経済及其生活現況資料（下）」であり、刊行年は大正13年、調査年度が大正9年から大正11年である。もう一つの資料は、愛媛県農会編「昭和8、9年度両年度農家経済の実相」、刊行年は昭和10年、調査対象年度が昭和8、9両年度である。この時期、残された地域農家生活状況に関する第一次資料は少ないため、資料を紹介する価値があると思われる。一方、本資料は「農家経済調査」に掲載されておらず、これまでの研究ではまったく使用されることがなかったものであるため、地域農家生活水準を詳しく把握することに対して、深い意味があると思わ

れる。

原資料で記録されてかぎられた数年しかデータを利用できないが、できるだけ客観性を失わないように、原資料に記録されたままの各農家生活の様子を描き出しながら、農家の生活実態を可能な限り明らかにすることが本論の目的である。

## 第一節 農家生活水準の再検討

明治末期から大正期にかけて農林業人口は全体の50%を上回り、かなりの割合を占めていた。この時期の生活背景としては、日露戦争や第1次世界大戦をへて、日本工業化の発展が進んで、物価騰貴、戦後恐慌から始まった農業の慢性的不況などが起こっていた。特に、昭和4(1929)年世界大恐慌が発生したため、不況の頂点に進行し、大正10～昭和5(1921～1930)年の10年間で、赤字農家の占める比率は、自作農では19～59%、小作農では18～76%で、平均40%に達していた。この結果、農家の負債は激増し、自作農だけをみても、大正13(1924)年には農家所得額に対する割合は44%であり、昭和7(1932)年には実に114%に達した<sup>7)</sup>。一方、この時期は、日本近代経済成長の出発から戦間期経済成長への転換や工業化を遂げる過程であるため、そのことは、当時の農家生活にどのような影響を与えたか、あるいは、各農家はさまざまな生活背景の下で、どうやって生活が営まれたかという点を本論で考察してみる。

### 1 「農家経済調査」からみた農家の生活状況

ここで検討するのは、大正元(1912)年と大正9(1920)年で齊藤万吉により行われた「農家経済調査」<sup>8)</sup>(表1-1)である。

農商務省農事試験場技師齊藤万吉の行った農家経済に関する調査は、日本の農家経済調査の嚆矢として一般に承認されているところである。とりわけ、そ

7) 伊藤秋子『生活水準』, 光生館, 1977年, p.21。

8) 『累年統計』, p.582～584。

の調査結果が、大正10(1921)年に府県農会委託の農家経済調査が開始された最初の報告書である農商務省農務局「大正10年度農家経済調査」(大正13年刊)の付録に「故斉藤技師調査及其の続行調査」として掲載されたことから、正式の場での前駆調査として公認されたといえる<sup>9)</sup>

この調査報告は、1府15県、66カ村の農家について、明治23年、32年、41年、44年及び大正元年の結果が報告された。調査村における田畑所有権移動、農地価格、所有地規模別農家戸数、農村人口、租税及諸負担の5項目からなる一般的事項——いわゆる「農村状況調査」——とともに、農家の家計・負債などの農家経済に関する事項——いわゆる「農家経済調査」——の二本建の調査として行われたのである。

大正9年、第1次世界大戦後における小作争議の頻発を契機に、小作農が過半を占める農家の経済実態を把握する目的をもって、斉藤万吉は再び全国37カ村、111戸農家について、それらの農家経済状況を調査した。

表1-1を作る時、長期間で連続記録データがなかったため、大正元年と大正9年両年度しかデータを取れなかったのである。たしかに、両年度のデータ

表1-1 農家の家計費

(年額：実質額)

項 目	大 正 元 年			大 正 9 年			
	地 主	自 作	小 作	地 主	自 作	小 作	
生 活 費 (円)	飲食物費	1,237.18	598.68	391.98	726.52	471.79	296.45
	住居費	459.35	67.37	15.31	165.01	44.65	11.22
	光熱費	133.21	41.34	26.03	77.93	33.12	19.66
	被服費	477.72	82.68	36.75	275.40	111.89	37.43
	その他	1,335.17	162.30	65.84	1,031.56	182.91	74.90
	教育費	391.98	36.75	—	298.77	20.95	—
	交際費	413.41	—	—	157.37	—	—
	雑費	529.78	125.56	65.84	461.93	146.41	69.13
	寄付金等	—	—	—	113.48	15.55	5.76
	合 計	3,642.63	952.38	535.91	2,276.42	844.37	439.66

9) 『累年統計 2』参照。

を例とし、資料の客観性としてもたたりないのであるが、農家の生活状況の特徴をまとめることは本論の中心である。その上で、データの比較を通して、農家生活状況の変化を把握し、農家生活構造の変容も推測し、これらをまとめ、第2節の地域農家や第3節個別農家の生活状況と比較することができ、時間点は完全に一致ではないが、各段階の特徴を取り出して比較する可能性があるため、農家生活水準の実態を有利深く理解するだろう。

#### ① 実質生活水準が下降した地主の家計費

斉藤万吉の「農家経済調査」により、地主家計費の名目額において、大正元年は2,379円であり、大正9年は3,278.95円である<sup>10)</sup> これらの数字を消費者物価指数<sup>11)</sup>で実質化させ、家計費の実質額を求め、表1-1に示している。表が示すように、家計費名目額が上昇していたのに比べ、実質額は、逆に大正元年の3,642.63円から大正9年の2,276.42円に減少していた傾向がみられる。この中で、飲食費の下がり幅が一番大きく、1,237.80円から726.52円に減じた。次に、住居費は459.35円から165.01円に、交際費は413.41円から157.37円に、被服費は477.72円から275.40円に、「その他」は1,335.17円から1,031.56円に、教育費は391.98円から298.77円に、こういう順番で、全体的な支出が縮小していた。すなわち、この時期、消費者物価指数が上昇していたことは地主の生活に大きな影響を及ぼしたため、家計費の名目額が増加していたが、実質額が下降していた。

#### ② 生活状況が安定していた自作農の家計費

表1-1をみると、自作農の家計費において、大正元年の952.38円から大正9年の844.37円に減少したが、下がり幅が地主と比べると少なかった。この原因を求め、前述した消費者物価指数が上昇したことは一つの原因であるが、もう一つの原因は、農家収入に対する米収入の比重が多かったのであ

10) 『累年統計』, p. 582。

11) 大川一司, 篠原三代平, 梅村又次編『長期経済統計8-物価』, 東洋経済新報社, 1967年, p. 135~136。

た。実に、大正元年から大正7(1918)年にかけて、米価より消費者物価指数は上昇していたが、大正9年前後になると、米騒動が暴発したため、米価は消費者物価を上回って著しく騰貴し、農家の米販売収入がかなり増えていた。

また、注目すべきは、ある費目の支出が拡大していたことである。これは、被服費は82.68円から111.89円に、雑費は125.56円から146.41円に、「その他」は162.30円から182.91円に増大していたことである。すなわち、この時期、自作農の生活状況がある程度安定し、生活水準の質の向上が推測される。

### ③ 生活困窮度が高かった小作農の家計費

表1-1によると、小作農は、家計費の総額に対する飲食費の割合がかなり高くなり、ほぼ7割を占めている。これと住居費、光熱費、被服費とあわせて、第一生活費(衣、食、住)だけの割合は8割以上を占め、日常必需生活品以外の商品がほとんど購入できなかった状況が想定できる。

## 2 農家生活水準の格差

### ① 飲食費の格差

表1-2をみて、各農家の間で、生活水準の格差が最も表れていたのは、飲

表1-2 飲食物費の内訳

(名目額) (単位:円)

種 目	大 正 元 年						大 正 9 年					
	地主	割合(%)	自作	割合	小作	割合	地主	割合	自作	割合	小作	割合
米	365.00	45.17	225.00	57.54	147.00	57.42	561.47	52.29	382.75	56.57	248.08	58.46
麦	45.00	5.57	55.00	14.07	52.00	20.31	43.09	4.01	52.83	7.81	49.60	11.69
塩	11.00	1.36	7.00	1.79	5.00	1.95	12.05	1.12	9.07	1.34	6.17	1.45
醬 油	20.00	2.48	10.00	2.56	7.00	2.73	24.78	2.31	15.97	2.36	11.15	2.63
味 噌	30.00	3.71	15.00	3.84	9.00	3.52	12.44	1.16	7.75	1.15	5.39	1.27
酒	94.00	11.63	26.00	6.65	9.00	3.52	129.43	12.05	74.59	11.02	42.81	10.09
魚 類	-	-	-	-	-	-	133.79	12.46	70.68	10.45	24.70	5.82
その他	243	30.07	53	13.55	27	10.55	156.67	14.59	62.93	9.30	36.45	8.59
合 計	808	100	391	100	256	100	1,073.72	100	676.57	100	424.35	100

注) 大正13(1924)年、愛媛県内務部・農林課編『愛媛県農家の経済及其の生活現況資料』より作成

食費である。これを追求すれば、地主において、飲食費に対する米の割合は、大正元年は45.17%で、大正9年は52.29%であり、約半分の比重を占め、麦の割合は非常に少なくなり、わずか5.57%、4.01%を占めている。すなわち、平日は、米を主食としての食生活であった。また、酒、魚類などがある程度消費され、生活の余裕を持っていることが推測される。しかし、「その他」費目の割合は大正元年の30.07%から大正9年の14.59%に半分以上下がっていたのは、第1次世界大戦が起こったため、食生活を節約した結果であった。

自作農の飲食費の中で、米の割合は大正元年の57.57%から大正9年の56.57%にやや減少したが、麦の割合は14.07%から7.81%に半分ほどを縮小した。この実情を分析すれば、食事は米・麦混合の状況から次第に米食に変わっていたことが推測できる。また、酒の支出は大正元年の6.65%から大正9年の10.45%に増加したことや、魚類の支出が出てきたことを考えると、自作農の食生活の質の向上がみられる。

小作農の飲食費の中に、米の割合は地主、自作農と同じように半分ほどを示していたが、麦の割合は後兩者より圧倒的に多かった。つまり、小作農の食事はまだ米・麦混合の状況から脱出してなかったという実情がわかる。また、小作料は大正元年の18.26%から大正9年の36.38%に倍以上を上昇し、米収穫の6割以上を小作料として納入してしまうので、小作料の徴収は小作農の生活を圧迫することが分かる。酒、魚類、「その他」費目の支出が出ていたが、金額が少なかったため、必需生活品以外の商品がほとんど購入できない状況が想定される。

## ② 生活水準の質の向上

表1-1をみて、大正元年地主の消費構造を計算すれば、飲食費割合は34.0%を占めていた。この数字を、自作農の62.0%と小作農の73.1%と比べ、低くなっていたことが分かる。一方、同表によると、地主において、住居費の割合は12.6%、光熱費の割合は3.7%、被服費の割合は13.1%であることにに対し、「その他」費目の割合が極めて高く、36.7%になっていた。大正9年に

なると、飲食費、住居費、光熱費、被服費などの割合は次第に減少していたが、「その他」費目の割合は逆に増大し、消費支出の5割近くを占めていた。つまり、日常生活費を縮小したが、「その他」費目の支出が増えていた傾向があったため、消費構造の変容が地主層から発生し、生活水準質の向上を示した。

同じ傾向が自作農においてもみられる。大正元年の生活費の総額に対する飲食費の割合は62.9%を占めていたが、大正9年になると、55.9%に低落した。その代わりに、被服費、「その他」費目の割合の伸びが注目され、大正元年から大正9年にかけて、被服費は8.7%から13.3%に、「その他」は17%から21.7%に上昇していた。また、実質額の場合も同じ方向に推移し、被服費は82.68円から111.89円に、「その他」費目は162.3円から182.91円に増大していた。すなわち、全体的な農家の生活水準が下降していた一方、一部農家の生活費が増えていたため、生活水準の質の向上を示すことが分かる。

### ③ 現金支出比率の増大と階層間格差の縮小

農家の現金支出割合は1920年代になると大きく上昇し、自作農の現金支出割合は6割近くにまで達し、小作農でも5割を超えた。第1次世界大戦をはさむ30年ほどの間に農家の現金支出比率の増大によって階層間の格差縮小が進行し、とくに小作農家経営の商品経済化にとって、第1次世界大戦が決定的意味をもっていたことが分かる<sup>12)</sup>

このように、農家家計費に占める新費目の割合は20年代に高まり、それが家計費の現金化率の上昇につながっていたが、このことは、生活様式の向上が家計支出面に現れたことを示している。

### ④ 恐慌に対する抵抗力の縮小

農家経済は1920年代後半からの農産物価格の低下傾向のもとで、すでに悪化傾向をたどっていた。だが、農産物価格は、恐慌にともなう製糸の対米輸出

---

12) 大門正克著『農村社会と都会社会』、(石井寛治、原朗、武田晴人編「日本経済史2—産業革命期」、東京大学出版会、2002年所収)、p.343。

激減，植民地米の対日移出の急増，都市労働者の購買力低下などの諸条件が合わさって、いっそう激しく低下した。恐慌下では一般物価や農家購入品価格も低下したが、いずれも繭や米ほどの下落率ではなく、しかも農産物価格の低迷は工業品価格よりも長く続いたから、農家経営がうける打撃は大きくなった。この様相を、統計数値（表1-3）などを参照にしながら、恐慌の底である1930~32年を中心にみよう。

第一に、1戸当たりの農家所得は恐慌に比べると、自作農・小作農ともに2分の1から3分の1近くにまで減少し、その対応として、農業純経営費は大幅な削減を余儀なくされた。経営費のうちもっとも大きなものは肥料で、農家は多量の肥料投下で農業生産力の維持・向上を図ってきたのであったが、恐慌下の農家は現金支出をぎりぎりにおさえるために、金肥の購入を節減せざるをえ

表1-3 農家経営指標 (1戸当たり) (単位:円)

項目	1926~29年平均	1930年	1931年	1932年	1932~36年平均	1937~40年平均	
自作	農業所得(A)	1,160.0	693.0	514.0	548.0	803.0	1,426.0
	農外所得(B)	375.0	321.0	165.0	174.0	185.0	294.0
	農家所得(A+B)	1,535.0	1,014.0	679.0	722.0	988.0	1,720.0
	家計費(C)	1,240.0	888.0	650.0	636.0	761.0	1,139.0
	農業所得による家計費充足率(A/C)	93.5	78.0	79.1	86.2	105.5	125.2
	農業純経営費(1反当たり)	29.0	20.0	18.0	17.0	23.0	31.0
小作	農業所得(A)	790.0	464.0	287.0	353.0	464.0	825.0
	農外所得(B)	253.0	159.0	122.0	134.0	149.0	220.0
	農家所得(A+B)	1,043.0	623.0	409.0	487.0	613.0	1,045.0
	家計費(C)	908.0	597.0	443.0	469.0	582.0	843.0
	農業所得による家計費充足率(A/C)	87.0	77.7	64.8	75.3	79.7	97.9
	農業純経営費(1反当たり)	25.0	16.0	14.0	14.0	18.0	30.0
農業所得小作/自作	68.1	66.9	55.8	64.4	57.8	57.9	

注) 暉峻衆三「日本農業問題の展開」下，東京大学出版会，1984年，表5-21(その1)(その2)より

なくなった。

第二に、所得減による現金支出の切り詰めは、食費を中心とする家計費でも行われた。この費目についても自作・小作ともに2分の1以上の削減がなされている。その結果、家計費水準は、農民層の中でもっとも高い自作農でさえ都市勤労者の半分以下、小作農では3分の1以下という劣悪なものになったが、農業所得はこの水準の家計費さえ充足させることができなかった。一家の農業所得で家計をささえるという小農経営原則は完全に破綻していたのである。この家計費充足率がほぼ100%に達するのは、1937年以降であった。

第三に、農外所得はこのような農家経営をささえる不可欠の条件であったが、その所得も恐慌で激減した。減少の最大の要因は労賃収入の減少であったが、農外所得中に労賃収入の占める比重はとくに小作で高かったから、打撃は彼らにより大きく現れた。

第四に、上述したように、恐慌下で農家経営は自作・小作ともに解体の危機に瀕した。だが、このような全般的窮乏下にあっても、自作農と小作農の経営と生活の状況は同じであったのではない。農業所得や家計費に現れているように、自作農と小作農の間には30%前後の格差があり、しかもその格差は恐慌下で相対的に開く傾向さえみられた。この格差は、いうまでもなく高額現物小作料の有無に帰因するものであった。小作料は1920年代の小作争議などを通して一定の減少傾向にあったが、その軽減の程度は、恐慌下の農業経営支出——とくに肥料など——の削減の程度にははるかにおよびなかったから、小作農経営に占める小作料の重圧はむしろこの時期に大きくなった。つまりそれだけ、小作農にとって小作料の軽減が切実な要求になったのである<sup>13)</sup>

概して、大正初期、地主、自作農、小作農といった土地所有階層序列の順に生活水準が低くなっていたが、食生活におけるよりも、被服費、「その他」費目の伸びが注目され、一部農家生活水準の質の向上を示した。しかし、大正末

---

13) 暉峻衆三『日本農業100年のあゆみ』、有斐閣、1996年、p. 159。

期から昭和初期にかけて、農家の現金支出比率が増大するとともに、階層間の格差が縮小していたが、昭和恐慌の下では、相対的に開く傾向がみられ、不況に対する抵抗力が弱くなった。

## 第二節 地域農家生活水準の階層性

農家生活状況を知ることは農業経営の改善、農村社会生活の改善及び農村の振興を図ることに対して極めて重要である。これを明らかにするために、大正9(1920)、10(1921)、11(1922)年3年間連続し、愛媛県内務部農林課は、県下12郡において、標準と認められる150余戸農家の生活状況について調査した。この結果をまとめ、「愛媛県下農家の経済状態及其生活現況資料」として掲載した。地域農家の生活水準を詳しく理解することに対して、貴重な参考資料になる。

### 1 地域の概況

大正10年、愛媛県の総耕地面積は109,735町余であり、総土地面積に対する割合は僅かに1割5分強になっていた。農家1戸当たり耕地面積は、田において、約3反7畝であり、畑において、約4反8畝であり、両方をあわせて、8反5畝弱になっていた。自作地と小作地とを区別すれば、耕地面積において、自作地は5割6分であり、小作地は4割4分であった。田において、自作地は4割3分であり、小作地は5割7分であった。畑において、自作地は6割6分であり、小作地は3割4分であった。田は温泉、伊予及び東予の6郡が多かったため、米作が盛んだった。南予5郡及び上浮穴郡は、畑が多かったため、主たる養蚕地になっていた。

農業生産物は米を主として、繭はそれに次ぐ状況であり、農家1戸平均生産価額はおよそ600円であった。

農家戸数は総戸数に対する割合が6割2分を占め、その内、自作農は3割5分、小作農は2割9分、自作兼小作農は3割6分の割合を示していた。農業に

従業していた人員は456,216人であり、総人口の4割2分になっていた。しかし、農家戸数は累年減少していた傾向があり、特に、専業農家の減少が著しく、兼業農家が増えていた趨勢があった<sup>14)</sup>

農家収入は、自作農、小作農の差がなく、その大部分は米、麦、繭などによるものであった。したがって、それらの生産物価格の騰落は直接に農家の生活に大きな影響を及ぼすことがあった。

農家の支出の主たるものは農業経営費を除けば、最も大きな支出は、飲食費であり、次に、被服費、租税、光熱費、交際費などである。農家の飲食費を現物自給と現金支出と区別すれば、その大部分は現物自給であり、現金支出額は現物自給の見込み価額の半分に至ってなかった。その上、現物の主たるものは米、麦、雑穀などであり、現金支出は酒、魚、調味料などである<sup>15)</sup>

以上のことを示したのは、この時期、愛媛県における、各農家は自給経済への依存を強めてきて、全体的な生活水準が低くなっていたことである。一方、兼業農家が増加していた傾向があったため、農業外収入を求めてきた結果、農家収入の中に現金収入が徐々に上昇するという傾向が出てきた。商品経済が浸透するとともに、地主から自作農、小作農までの消費生活は、階層によって大きな格差が生じたという特徴があった。したがって、これらの観点から戦間期の地域農家における生活水準の階層性を解明するために「愛媛県下農家の経済及其生活現況資料」を利用して、再検討する必要があるだろう。

## 2 農家の生活状況

当地域において、各農家はどのような生活をしていたのか、かれらの家計費の内容と構成がどのような特徴をもっていたのかという点を観察すれば下記の表2-1で示すとおりである。

14) 愛媛県内務部・農林課編『愛媛県下農家の経済及其生活現況資料』、大正13(1925)年、「農業一般」参照、以下『生活現況資料』と称する。

15) 『生活現況資料』、p.124~125参照。

## ① 飲食費

表2-1をみて、最大金額を示すものは飲食費であり、家計費の総額の半分ほどを占めている。そして、所得が多い場合では、小作農よりは自小作農、自小作農よりは自作農になるほど、家計費総額中に占める飲食費の割合は少なかったのである。

また、飲食費の中に、大きな比例を占めるのは米・麦である。当時、多くの農家の食事は米・麦混合を用い、米6分・麦4分は上位に属し、米3分・麦7分は普通の状況であった。この米に関して、不合格及び屑米の多いことは当然のことであり、代替品として粟の代食も多かった。日常飲食物は極めて粗食になっていたが、米の消費量を増やし、麦の消費量を漸減していた傾向がみられる。なお、米の消費量について、自作農は小作農より大きくなっており、山間部農家より平坦部農家の方が大きかった。

表2-1 大正10年愛媛県農家の家計費 (名目額) (単位:円)

費目	平 坦 部								山 間 部							
	5反以上1町歩未満				1町5反未満				5反以上1町歩未満				1町5反未満			
	自作	小作	自作	小作	自作	小作	自作	小作	自作	小作	自作	小作	自作	小作		
飲食費	408.63	349.49	372.49	518.35	442.39	593.84	499.76	416.71	317.35	353.42	487.25	371.07	532.32	383.03		
光熱費	48.14	35.22	45.83	57.5	45.84	69.14	50.09	51.4	42.89	36.65	55.22	33.38	53.8	25.47		
交際費	43.45	22.61	35.69	49.09	34.09	60.67	35.9	33.43	36.28	28.57	34.92	32.12	64.07	30.75		
被服費	77.68	58.91	69.82	124.82	62.57	137.94	91.63	60.21	64.95	52.31	112.67	53.7	92.57	45.74		
教育費	41.73	22.82	69.45	72.36	18.71	110.64	22	14.11	7.7	61.35	25.26	9.2	27.64	13.95		
備品費	20	11.95	11.55	21.18	9.71	52.07	22.38	12.13	7.73	9.63	22.31	13.5	27.2	81.65		
修繕費	10	10.36	14.55	27.27	18	24.86	15.31	11.54	3.7	8.07	10.9	12.2	12.04	5.65		
臨時費	51.36	13.91	18.55	36	23.57	35.76	20.13	26.73	13.46	17.07	72.2	20.4	47.49	10.07		
負債利子	12	18.82	45.45	16.36	30	62.14	40.5	32.92	25.65	13.75	40.03	80.1	101.14	66.63		
雑費	27.45	23.32	19	48.09	39.57	53.21	33.13	36.44	12.68	10.77	19.44	15.6	48	27.15		
諸負担	126.55	14.81	59.84	158.62	23.41	264.42	24.8	105.47	16.54	43.68	143	29.48	198.36	25.15		
寄付金	15.73	4.82	11.82	16.18	9.43	34.93	12.45	13.67	3.1	9.73	12.8	6.85	25.79	8.15		
合計	882.72	587.04	774.04	1,145.82	757.29	1,499.62	868.08	814.76	552.03	645	1,036	677.6	1,230.42	723.39		

注) 愛媛県内務部・農林課編『愛媛県農家の経済及其の生活現況資料』, 大正13(1925)年, P.92より作成。

(分析する便宜の上で、原資料の農業経営費を除いた)

## ② 被服費

表2-1をみると、土地規模にかかわらず、被服費平均支出金額において、自作農は100.98円であり、小作農は62.92円である。小作農より自作農の被服費の支出はほぼ4割近く大きくなっていたが、生活費の総額に対する被服費の割合をみると、自作農（平均）は9.54%であり、小作農（平均）は8.56%であり、ほとんど変わらなかった状況であった。この原因を求め、原資料により、「農家は日常堅牢になる木綿衣を着用し、外出の時のみ絹衣などを着用している。生産活動に従事する時、常に男子は襦袢股引を着用し、女子は平常と異なる所はなくて、長衣を着用している」<sup>16)</sup>と具体的に記述した。つまり当時の被服の状況は一般に極めて質素になり、近代文化の進行に伴い、次第に贅沢になっている傾向がみられるが、この現象は、ただ一部余裕をもっていた農家に出現し、農村の現状と結びついて考えれば、時勢の推移に伴う自然の現象にすぎないと推測される。

## ③ 住宅状況

当時農家の住宅は概して草藁或いは瓦葺平屋建てになっている。中流以上の農家は衛生的な装置を揃えているが、小農家は極めて粗悪にしている。多くの農家は寝室・居間などの区別がない状態であり、採光も乏しく、非衛生的な状況になっている。住宅の改善が必要であったことが分かる。

## ④ 労働状況

平坦部において1町5反以上の自作農の家族人員は、一般に平均して7人強であり、最も少ないのは山間部の1町5反以上の小作農で平均家族人数6人弱である（当時、家族人員が10人を超えていた自作農は少なくなっていた）。

家族人員の中で、労働に従事する人員の多いのは山間部1町5反以上の小作農家であり、最も少ないのは平坦部1町5反未満の農家である。生産活動に従事する日数は年間で、男150～300日、女100～200日位であり、自作農の場合

---

16) 『生活現況資料』, p. 126。

には比較的、多く働いている。季節的に見る時、1日の労働時間は、春秋8～11時間、冬期7～10時間の程度であり、農繁期は12～15時間の長時間に達する。休日は年間約20～60日にして、その主なるものは正月・盆節・祭礼などである。

#### ⑤ 娯楽状況

娯楽の状況は定期の設置がなく、都会付近の村落に休日を利用して、時折芝居活動・写真等の観劇をする程度のものであった。また、海岸地方においては地引網に慰安を求めることがあり、山間部においては親族知人同士が集まり、飲食などをするものがあつた。

#### ⑥ 保健衛生費

保健衛生状況において、農家は健康を守るため、家庭内薬を常備しておくことや、風呂などを設置すること以外に、衛生設備の特筆すべきものがなかった。また、衛生講話によりその知識を向上して、あるいは規定の清潔法に従って行うこともあつた。一方、医師・産婆等は相当普及していたが、その質及び設備などが十分ではなく、特に山間部においてそれらの乏しい所が多かつたのである<sup>17)</sup>

### 3 生活水準の格差

以上は大正10年対象として各農家の生活状況に関する紹介であるが、実際に、土地の規模によって各農家の収支状況は決して一様ではなかつた。特に、階層別からみると、どのような差異があつたかという点について、次の表2-2にまとめる。

表2-2は、愛媛県農家1戸当たりの農家収入、農家支出を整理したものであり、これに関する収支計算を階層別にみると、山間部と平坦部を対比すれば、前者の収入は後者より低収入であり、残余もすくなくなっている。その上で、

---

17) 『生活現況資料』, p. 125。

表2-2 農家の収支状況

(単位：円)

種 別			5反以上1町未満			1町以上町5反未満		1町5反以上	
			自作	小作	自作兼小作	自作	小作	自作	小作
平 坦 部	大正9年	農家収入	1,363.99	1,259.28	1,390.24	2,274.14	1,777.86	2,851.62	2,922.73
		農家支出	1,301.62	1,332.74	1,320.82	1,909.27	1,800.17	2,434.53	2,527.22
		差 引	32.37	-73.46	69.42	364.87	-22.31	417.09	395.51
	大正10年	農家収入	1,234.13	1,183.95	1,348.75	2,078.11	1,604.14	2,461.86	2,370.90
		農家支出	1,213.92	1,217.29	1,314.09	1,793.62	1,597.11	2,197.73	2,207.29
		差 引	20.21	-33.34	34.66	284.49	7.03	264.13	163.61
	大正11年	農家収入	1,250.97	1,200.70	1,314.78	2,021.69	1,607.64	2,703.19	2,380.51
		農家支出	1,287.78	1,299.47	1,279.61	1,988.10	1,582.04	2,322.92	2,240.76
		差 引	-36.81	-98.77	35.17	33.59	25.60	380.27	139.75
山 間 部	大正9年	農家収入	1,113.46	1,065.47	1,115.00	1,680.16	1,511.65	2,060.17	1,622.39
		農家支出	1,080.11	1,040.01	1,039.46	1,440.17	1,449.54	1,807.24	1,576.27
		差 引	33.35	25.46	75.54	239.99	62.11	252.93	46.12
	大正10年	農家収入	1,622.39	922.09	998.48	1,442.47	1,321.16	1,870.38	1,480.73
		農家支出	1,015.79	905.58	969.75	1,413.49	1,305.37	1,694.66	1,485.72
		差 引	606.60	16.51	28.73	28.98	15.79	175.72	-5.09
	大正11年	農家収入	972.77	865.53	1,160.36	1,370.92	1,398.80	2,100.21	1,462.54
		農家支出	1,037.25	912.88	1,043.86	1,478.64	1,281.82	1,767.04	1,451.87
		差 引	-65.48	-47.35	116.50	107.22	116.98	333.17	10.67
平坦部差引計			45.77	-205.57	139.25	682.95	10.32	1,061.49	598.87
山間部差引計			574.95	-5.37	220.77	161.25	194.88	761.82	51.70
平 均			103.45	-33.49	60.00	140.70	34.20	303.89	108.43

注) 『生活現況資料』, p. 103.

農家の中に、1町5反以上の耕作をする者の経済は比較的安定しており、1町以上1町5反未満の者がそれに次ぐ。かれらは農村の中堅を成すものとして、両方共に余剰が比較的多かったのである。また、自作農家と小作農家を対比すると、前者の方は一般に経済状態が良好であり、最も安定していたのは1町5反以上の自作農家である。

## ① 5反以上1町未満

この階層の農家生活は甚だしく、経済状態は不安定であり、国内経済の不振や天変地異等の際には、いきなり窮状を呈する状況になっている。その上で、自作農は3ヶ年平均約100円の残余を示すが、財産はすくなくなっていた。平坦部においてはその見積総額は約12,000円、山間部においては約8,000円に

過ぎなかった<sup>①</sup>。また、蓄財に乏しく、一旦有事になると、いきなり負債を抱え込むという状態になっている。そして、大正9年は財界の好況により剰余が僅かにみられるが、大正10年、11年において、収支相殺できない農家が最も多かったのがこの階層にあたる。

この階層の小作農は農家中下位に属し、収支の状況は3ヶ年平均で赤字になったため、収支状況は最も不安定となっていた。その財産をみると、8,000円から2,000円に減少し、農業収入において彼らの生計を回すことは困難になったため、余剰労働力を利用して副業或いは労賃収入を求めることは当然なことであった。

自作兼小作農の場合には最も安定して、差引は3年連続で黒字になっていた。その財産を見ると、平坦部において約8,000円、山間部において約4,000円になっていた<sup>②</sup>。

#### ② 1町以上1町5反未満

自作農において、3ヶ年平均収支は約140円の剰余を示していた。この原因はその累年収支の状況に対して、収支相殺できないことがなかったためと思われる。しかし、その収入の大部分は農業収入であったため、農業生産物価の上昇・下落がこの階層の生活に大きな影響を与えていたことが考えられる。一方、農家の財産は平坦部において約15,000円、山間部において約12,000円<sup>③</sup>で、それに属する農家は第二の多数を占めている。

小作農において、その収支状況は5反以上1町5反未満の自作農と大体同じであり、3ヶ年平均剰余は約34円、財産としては約2,000～3,000円であり<sup>④</sup>、かれらの状況が小作農においては最も一般的な形であった。

#### ③ 1町5反以上2町未満

自作農において、3ヶ年平均は約300円の剰余であった。小作農の場合には最も安定したのであるが、財産は約3,000～4,000円<sup>⑤</sup>にすぎない<sup>⑥</sup>。

---

18) 上記の①～⑥は『生活現況資料』, p. 126 参照。

以上のことを要約すると、1町歩以上の自作農を代表として中間農家の生活水準が最も安定しており、彼らは農村の中堅になっていた。しかし、当地域農家の生活費において、被服費、教育費、嗜好費などの支出が少額であったため、生活構造の変容がやや遅れた印象があり、生活水準が全国平均より下位になっていた。

### 第三節 個別農家生活水準の階層性

昭和8、9年において、各種農業政策の基調又は農家経済更新の重点を明瞭にするために、農林省よりの委託を受け、大正10年以来県下の代表的地方農家を選定配置し、正確に記帳を指導し、厳密な調査を継続し、「昭和8(1933)、9(1934)両年度農家経済の実相」を取り纏めたものである<sup>19)</sup>

#### ◆ 米麦作地方——旧越智郡富田村

##### 1 農家の概況

当地域は愛媛県における典型的な米麦作地帯に属し、かつては養蚕も相当営まれたが、昭和期に入ってから著しく減少し、それに代わり、養鶏が盛んになっている。調査農家の自小作別は下の表3-1の通りである。

表3-1 農家の概況

種 目	1 号		2 号		3 号	
	昭和8年	昭和9年	昭和8年	昭和9年	昭和8年	昭和9年
家族員数(人)	9	9	10	10	6	6
農業従業者数(人)	5	6	4	4	2	2
児 童 数(人)	1	—	5	5	4	4
農業用耕地(反)	18.71	18.71	11.61	11.61	9.70	9.70

1号農家：自作農

2号農家：自小作農

3号農家：小作農

19) 本節で利用した資料は、愛媛県農会編『昭和8、9年両年度農家経済の実相』昭和10(1935)年、農業経営改善資料の第4号である。調査農家は愛媛県の二つの代表地方(米・麦作地方、養蚕地方)において、自作、自小作、小作という標準で各5戸を選び、説明している。以下『農家経済の実相』と称する。

1, 2号農家の家族員数は普通より大きい、特に1号農家は生産に従事し得る者も多く、従って農業経営規模も一般より大である。児童数においては2, 3号農家に多く、このことは教育費に影響を与える。また、2号農家は娘のみであり、婚期を控えることもあったため、被服費は不可避免的に膨張せざるを得ない。

本村専業農家の平均農業用耕地は約9反5畝前後であり、自小作関係ではその70%近くが小作地である。したがって、2, 3号農家の平均でも当村の普通なものより少々恵まれた条件の下にいると言える。1, 2, 3号の平均では、1農業労働能力当たりの耕地は約3反5畝である。

## 2 農家の収支状況

調査農家生活状況を検討すれば、3号農家は米麦を中心とし、それに養蚕を僅かに加えて、農業を営んでいることが分かる。ところが、2号農家は8年度から成鶏100羽を購入し、それが9年度には成鶏300羽の規模になっていたため、養蚕から養鶏へ転向していたことが分かる。また、1号農家では農産加工も行われ、9年度末桑園を全て整理した。

### ① 農業収入

表3-2に示すように、農業収入において、1号、2号農家が2,000円前後であったのに対して、3号農家は1,000円前後に減少していたことがみられる。この主な原因は稲作の内販売によるものである。1号農家は収穫した米の7割以上が販売されたため、かれらの生産物はほとんど現金収入に転化していたことが分かる。このことに対し、3号農家は収穫した米の6割以上を自家消費し、昭和8年で4割、9年度で2割と僅かに30%余ぐらいしか販売してなかった。これが、自作農と小作農の現金収入の格差が生じた原因である。

一方、養鶏をはじめた2号農家は、米の販売量は半分までいってなかったが、養鶏の9割以上が販売されたため、昭和8年から昭和9年にかけて、現金収入が倍以上増加した。昭和9年、繭価が下落したため、3戸共に著しく養蚕

表3-2 農業収入

(単位：円)

種 目		1 号		2 号		3 号	
		昭和8年	昭和9年	昭和8年	昭和9年	昭和8年	昭和9年
耕 種	稲 作	905.63	1,294.69	572.71	561.33	558.49	571.73
	(内販売)	724.58	851.50	351.21	177.50	219.80	139.69
	麦 作	335.14	488.06	257.12	260.28	169.99	240.00
	(内販売)	331.73	399.45	213.64	—	137.44	238.60
養 蚕		228.65	68.59	223.98	36.55	176.23	70.06
(内販売)		219.05	68.59	217.98	12.75	176.23	69.36
養 畜		132.68	214.12	602.44	1,389.76	106.01	119.70
(内販売)		88.55	138.00	275.19	1,237.46	84.01	101.26
そ の 他		90.29	65.97	92.38	53.35	32.13	20.45
(内販売)		41.31	71.50	57.04	22.15	5.50	1.96
合 計		1,692.39	2,131.43	1,748.63	2,301.27	1,042.85	1,018.94
内 訳	現 金	1,405.22	1,529.04	1,109.06	1,449.86	622.98	550.87
	現 物	287.17	602.39	639.57	851.41	419.87	468.07

収入が減じた（1号160円，2号190円，3号100円が減じた）。特に，3号農家はその影響を大きく受けた。

そして，昭和8，9両年度の農業収入を平均すれば，現金に対する現物の割合は，1号農家は7：3であり，2号農家は6：4，3号農家は5：5であった。小作農，自小作農より，自作農の農産物が商品化される割合が高く，生活の余裕をもっていたと思われる。

## ② 農業支出

表3-3により，昭和8年の農業支出の総額において，1号農家は683円，2号農家は750円，3号農家は463円であり，昭和9年になると，792円，1,122円，531円になっていた。この中で，最も増加していったのは2号農家の373円である。なぜなら，前述したように養鶏のシェアが増大し，飼料代が大きく増えていったためである。農業支出の中で，現物支出の大部分は小作料や肥料代などであり，減価額は農家の実際支出ではないが，将来同じ状態で経営を持続するために，毎年これらの金額を貯蓄し，将来に備えるところがなけ

表 3-3 農業収支

(単位：円)

種 目	1 号		2 号		3 号		
	昭和 8 年	昭和 9 年	昭和 8 年	昭和 9 年	昭和 8 年	昭和 9 年	
農業収入	1,692.39	2,131.43	1,748.63	2,301.27	1,042.85	1,018.94	
農業支出	683.86	792.36	750.22	1,122.77	463.94	531.71	
農業所得	1,008.53	1,339.07	998.41	1,178.50	578.91	487.23	
現金	収入	1,405.22	1,529.04	1,109.06	1,449.86	622.98	550.87
	支出	522.08	644.13	607.67	999.51	275.97	300.06
	所得	883.14	884.91	501.39	450.35	347.01	250.81

ればならない性質のものである。この点からみれば、この時期、さまざまな経済変動に対応するとともに、農家は各自の農業経営を有効的に調節することができる。

一方、注目するのは、自作農と小作農との農業支出の内訳である。資料の記録によって、自作農が肥料、諸負担、家畜代等の項目の支出が大きかったことに対し、小作農は、ただ小作料のみ40%近くを占めていたことがみられる。また、現金支出において、小作農は土地購入で発生した負債の利子を加えると、この2項目だけで51%に達することがみられる<sup>20)</sup>。つまり、小作料を払うことは、小作農にとって大きな負担となっていたことがわかる。

### ③ 農業所得

農業収入から農業支出を引くと、農業所得が得られる。表3-3で示すように、昭和8年から昭和9年にかけて、1、2号農家が1,000円前後から1,200～1,300円に好転していたのに対し、3号農家は8年の580円から9年の480円と約100円を減少したことがわかる。

2号農家の現金収入が1号農家より小さくなっていたのは、昭和8年から養鶏飼料の購入・諸設備の投資に多額の現金支出を要したことやこの年度に資本の回収がまだできなかったためである。また、農業所得を1単位当たりで、3

20) 『農家経済の実相』, p. 18。

戸を比較すれば、兩年平均で、1号農家は65円、2号農家は94円、3号農家は55円であり、2号農家の経営が最も優れ、3号農家（小作農）は最も恵まれない条件下にいたことが判断される。現金収入における3戸を比べ、1号農家は上位であり、2号農家は中位であり、3号農家の生活は最も苦しかったのである<sup>21)</sup>

#### ④ 農業外所得

ここで、注意すべきは、農業外所得である。いうまでもなく、主たるものは兼業収入であり、表3-4をみて、1、2号農家は250円～300円であり、3号農家は50～80円の間で推移していた。また、兼業収入の中で、大部分を占めていたのは俸給労賃収入である。これは、1号、3号農家は日雇により、2号農家は主に小作料を徴収したことである。なお、家事収入とは、1号農家で昭和9年不幸が発生したための香典や2号農家の娘が結婚する時の歓びなどである。

#### ⑤ 農業総所得

農業所得に農業外所得をたすと、農家の総所得が得られ、表3-5で示すようになっている。1、2号農家は大体等しく、1,200～1,500円であり、3号

表3-4 農業外所得

(単位：円)

種 目	1 号		2 号		3 号		
	昭和8年	昭和9年	昭和8年	昭和9年	昭和8年	昭和9年	
兼業収入	俸給労賃	216.81	109.70	225.90	219.18	39.70	35.30
	財産収入	77.44	124.95	58.36	67.57	—	—
	その他	—	—	—	—	57.20	26.90
兼業収入小計		294.25	234.65	284.26	286.75	96.90	62.20
兼 業 費		26.09	28.98	37.02	29.83	12.86	14.63
家 事 収 入		—	52.00	19.50	117.10	2.50	3.00
農 業 外 所 得		268.16	257.67	266.74	374.02	86.54	50.57
(内現金所得)		190.72	168.72	231.63	326.45	55.04	38.57

21) 『農家経済の実相』, p. 20。

表 3-5 農業総所得

(単位：円)

種 目	1 号		2 号		3 号	
	昭和 8 年	昭和 9 年	昭和 8 年	昭和 9 年	昭和 8 年	昭和 9 年
農業所得	1,008.53	1,339.07	998.41	1,178.50	578.91	487.23
農業外所得	268.16	257.67	266.74	374.02	86.54	50.57
合 計	1,276.69	1,596.74	1,265.15	1,552.52	665.45	537.80
(内現金所得)	1,073.86	1,053.63	733.02	776.80	402.05	289.38

農家は遥かに低下して 500～600 円である。現金のみの場合には、1 号農家は 1,000 円、2 号農家は 750 円前後、3 号農家は 300～400 円であり、各農家の収入状況の格差が一目瞭然である。

### 3 家計費

表 3-6 をみると、昭和 9 年は 1 号、2 号農家にとって変動があった年（即ち前者は伝染病のため 3 人が患病して、内 2 人が死亡していたことであり、後者は娘が結婚したことである。）であるため、衛生費、冠婚葬祭費や「その他」などの費目の膨張を注意しなければならない。

家計費の総額において、1、2 号農家は 1,000 円前後、3 号農家は 400 円前後に著しく下がったことがみられる。その上、自給化割合を計算すれば、1 号農家は 20.9%、2 号農家は 37.8%、3 号農家は 50.0% になっている。しかし、この事は直ちに、1 号農家より 3 号農家は自給化が巧みに行われたという意味ではなく、自給しえるもの以外の——即ち飲食費以外の経費を切り詰めるをえなかったことから、相対的に自給化割合が大きくなっているにすぎない。

自給現物の大部分はいうまでもなく、飲食費である。その支出が総家計費に対する割合は、1 号農家は 38.9%、2 号農家は 41.2%、3 号農家は 53.9% となっており、この原因は前記の説明より明瞭になった。

米・麦の消費量は 1 人当たり（3 戸 2 ヶ年平均）で、1 号農家は、米 24.12 円・麦 7.01 円で、2 号農家は、米 24.71 円・麦 7.46 円で、3 号農家は、米

表3-6 家計費

(単位：円)

種 目		1 号		2 号		3 号	
		昭和8年	昭和9年	昭和8年	昭和9年	昭和8年	昭和9年
住 居 費		17.76	17.09	7.10	11.68	7.75	7.50
飲 食 費	米	229.18	205.06	233.59	260.60	114.22	155.88
	麦	76.68	49.51	66.99	82.28	29.91	22.36
	肉 卵 類	30.80	47.73	29.39	62.10	13.19	14.92
	調 味 料	17.06	17.98	18.41	13.75	13.39	16.86
	そ の 他	44.19	46.49	39.89	27.51	27.43	21.83
計	現 金	62.83	97.14	71.34	54.98	36.85	37.34
	現 物	335.08	269.63	316.93	391.26	161.29	194.51
飲 食 費 合 計		397.91	366.77	388.27	446.24	198.14	231.85
光 熱 費		35.89	29.94	34.99	22.16	34.51	34.30
被 服 費		121.20	84.45	125.93	150.69	36.07	32.40
什 器 費		13.20	19.67	20.34	33.30	9.07	26.24
教 育 費		7.41	8.42	148.15	107.67	7.91	7.75
修 養 費		1.60	1.40	2.74	11.42	0.65	1.75
交 際 費		24.92	32.72	75.22	62.07	22.35	10.96
嗜 好 費	酒	18.50	20.60	19.00	28.60	12.10	12.30
	煙 草	12.06	6.87	20.33	11.82	-	-
	そ の 他	15.64	21.18	28.81	17.35	11.82	10.90
	計	46.20	48.65	68.14	57.77	23.92	23.20
娛 楽 費		3.10	3.30	19.74	6.29	1.13	-
衛 生 費		83.22	1,071.55	9.82	17.26	14.29	11.22
冠 婚 葬 祭 費		32.63	231.42	2.34	146.83	6.94	8.33
諸 負 担		37.14	32.97	8.80	20.80	9.90	8.27
家 事 負 債 利 子		149.38	104.98	-	-	9.00	2.00
そ の 他		50.48	31.20	31.40	67.63	4.04	5.10
合 計		1,022.04	2,084.53	942.98	1,161.81	385.67	410.87

22.50円・麦4.36円で、約7対3の割合で消費された。注意するのは、3号農家の麦の消費量は1、2号農家より少なくなったことである。これは、生活の余裕を表すことではなく、生活費を抑えるため、飲食費をぎりぎりまで切り詰めたからだろう。また、3戸農家とも米対麦の割合は、1人当たりで約7対3の比で消費され、食事はまだ米・麦を混合していた状況から脱出してなかつ

たと推測される。なお、1人当たりでの乳肉卵類の消費量は、1、2号農家は4円50銭であり、3号農家は2円30銭である。2号農家が多めに消費できたのは自家養鶏によるところが多かったと推測される。

被服費は食物費に次ぐ第二の支出である。1人当たりで、1号農家は11円40銭、2号農家は13円80銭、3号農家は5円70銭を示している。家族員数から考えれば、1、2号農家の9人、10人に対して、3号農家は6人であり、被服費の支出が小さくなっていったのは当然なことである。一方、生活水準を比較すると、1、2号農家より3号農家は低くなっていたが、日常生活を維持するために、被服費、文化費などを切り詰めざるをえなかったことである。

次に、「諸負担利子」を除いた教育費、修養費、交際費、嗜好費、娯楽費、衛生費などの文化費について検討してみる。これらの費目が総家計費に対する割合は、1号農家は24.4%、2号農家は37.9%、3号農家は16.6%である。前述したようにここで3号農家が文化費を切り詰めていったことが現れている。2号農家において、娘は中等学校に通学していることから、教育費はかなり大きかったとみられる。また、3戸共に修養費、娯楽費などの支出が僅かなので、当時、農家生活に余裕がないような事実が反映された。なお、3号農家は煙草を好まないため、この費目の支出は3戸平均では低くなっていった。しかし、酒、煙草、「その他」などの嗜好費の合計金額は1戸当たりで40余円となっていたため、この時期、農家の生活水準が苦しい状況になっていたが、生活水準の質の向上がみられる。

#### 4 農家総所得

以上のことを計算すれば、表3-7に示すようになっている。1号農家の昭和9年の赤字を除けば、3戸共に若干の余剰が見られる。現金の黒字は貯金、預金の引き出しや負債により処理されねばならないことと考えられ、赤字の場合には、貯金、預金になるか、負債の償還に当てられたか、あるいは経営上、新資本として投下されたかという選択肢が考えられる。

表3-7 農家総所得

(単位：円)

種 目	1 号		2 号		3 号	
	昭和8年	昭和9年	昭和8年	昭和9年	昭和8年	昭和9年
農家総所得	1,276.69	1,596.74	1,265.15	1,552.52	665.45	537.80
家 計 費	1,022.04	2,084.53	942.98	1,155.42	385.67	410.87
差引余剰	254.65	-487.79	322.17	397.10	279.78	126.93

要するに、2号農家の生活は最も裕福であり、次は1号農家で、3号農家の生活は最も苦しかった。一方、農家総所得と家計費別々にみれば、3号農家と1、2号農家の間で大きな格差があったため、この時期、農家の生活水準の格差を縮小することがみられなかった。

## ◆ 養蚕地方——旧西宇和郡千丈村

### 1 農家の概況

当地域は愛媛県の畑地帯に属し、畑は耕地の7割強を占めている。農業は養蚕を主とし、米、麦、甘藷、柑橘等を加える養蚕地方の代表的な地域である。調査農家の自小作別は下の表3-8の如くである。

4、5号農家共に家族員が多く、児童数も多い。そして4号農家は9年度に3男を年期奉公に出した（次男は従来から家を離れていた）。5号農家の長男は専門の竹細工に従事し、自家の農業経営に従事するところがなかった。両農家共兼業に、または出稼ぎに出るという現象は耕地の縮小、または繭価の下落と照合して留意すべきことである。

表3-8 農家の概況

種 目	4 号		5 号	
	昭和8年	昭和9年	昭和8年	昭和9年
家族員数(人)	8	7	8	8
農業従業者数(人)	3	3	3	2
農業労働能力(人)	2.8	2.8	2.3	1.5
児 童 数(人)	4	3	4	4
農業用耕地(反)	8.31	8.30	6.92	5.40

4号農家：自作農

5号農家：小作農

当地域で、専業農家の平均耕地は7反前後であり、その耕地の70%強を占めるのは畑であり、自作地は80%以上に及んだ。4号農家は村の中堅層あるいはそれ以上の階層と言われ、2戸平均の1農業労働能力当たり耕地は約3反1畝弱である。

## 2 農家の収支状況

表3-9により、調査農家において、農業収入の現金収入はほとんど養蚕部門からえられ、米・麦は自家消費分だけを生産した。しかし、5号農家は小作農であるため、自家消費分さえも不足な状態であった。

### ① 農業収入

農業収入において、昭和8年4号農家は760円、5号農家は540円であり、9年度になると、繭価が暴落したため、各農家は約200円を減少していたことがみられる。

両農家の販売していた農産物の割合は4号農家は養蚕100%、「その他」

表3-9 農業収入

(単位：円)

種 目		4 号		5 号	
		昭和8年	昭和9年	昭和8年	昭和9年
耕 種	稲 作	102.30	113.13	106.04	131.74
	(内販売)	—	—	—	7.77
	麦 作	32.96	50.34	42.67	66.84
	(内販売)	—	—	—	—
養 蚕		415.27	166.04	292.33	162.59
(内販売)		415.27	166.04	292.33	162.59
養 畜		42.25	114.53	—	—
(内販売)		0.87	75.00	—	—
そ の 他		169.07	207.91	103.53	62.42
(内販売)		100.57	174.17	4.70	9.36
合 計		762.05	651.95	544.57	423.59
内 訳	現 金	516.71	419.21	297.03	179.72
	現 物	245.34	232.74	247.54	243.87

72.87%，5号農家は米・麦0.2%，養蚕100%，「その他」0.8%を示した。4号農家の林野現金収入を除けば，販売金額の大部分が養蚕に依存していたことが分かる。したがって繭価がいかに変化していたかということが当農家の農業収入にかなり影響を与えたことが想定された。一方，租税，金肥，蚕種，被服費，酒，煙草，負債利子などの現金支出が当時農家にとってかなり負担になっていったため，繭価下落による現金収入の減少は，兼業収入（その大部分は賃取労働である）や財産の売却，負債によって行われなければならなかったと推測される。

## ② 農業支出

農業支出において，表3-10をみて，昭和8年4号農家は約180円，5号農家は220円であり，昭和9年になると，両方とも若干を減少していたことが記録される。

反当支出（農業支出を1単位当たりで）2ヶ年平均を両農家比較すれば，4号の20円（内，負担小作料：6.3円，肥料代：3.5円）に対して，5号は35円（内，負担小作料：15.5円，肥料代：7.1円）になっている<sup>22)</sup> 小作農より自作農は条件により，経営の利があったことがみられる。また，4号農家の肥料代がある程度節減されたのは，養蚕や養畜を行うことからであった。5号農

表3-10 農業所得 (単位：円)

種 目	4 号		5 号		
	昭和8年	昭和9年	昭和8年	昭和9年	
農 業 収 入	762.05	651.95	544.57	423.59	
農 業 支 出	181.00	152.07	223.93	205.64	
農 業 所 得	581.05	499.88	320.64	217.95	
現 金	収 入	516.71	419.21	297.03	179.72
	支 出	160.35	131.42	156.17	117.10
	所 得	356.36	287.79	140.86	62.62

22) 『農家経済の実相』, p. 45。

家は小作料の圧迫の下で、増収するために、金肥の支出が多かったのであった。

一方、経営費の構成をみると、小作料、諸負担、肥料代、(買桑が大部分である)などが多くを占め、次に、建物、農具費などが比較的多額である。つまり、養蚕地帯において、各農家は養蚕収入を増やすため、これらに関する固定資本を投下していくような傾向があったとみられる。

### ③ 農業所得

表3-10をみて、昭和8年4号農家の農業所得は580円、5号農家は320円である。しかし、9年度は繭価暴落のため、両農家共に100円前後を減少していた。農業所得が農業収入に対する割合は、4号農家は76.4%、5号農家は55.5%であるため、農業支出が農業収入に対する割合も小さかったのである。この原因は、当時農家において、労力以外の集約化がまだ充分行われていなかったことがあったため、農家収入を減少するとともに、肥料費などの農業支出も節約するしかなかったということが考えられる。

### ④ 農業外所得

農業外所得において、表3-11をみると、両農家共200円前後であり、兼業収入は、4号農家にとっても、5号農家にとっても実に大きな経済の収入源になっていったことが分かる。その内、俸給労銀収入は、主に山林収入であり、「その他」は、5号農家の竹細工による収入であり、また、4号農家は臨時事情があったため、香典や歓びなどの家事収入も得られた<sup>23)</sup>

### ⑤ 農業総所得

以上のことを計算すれば、農業総所得は表3-12になる。昭和8年4号農家は860円、昭和9年730円であり、5号農家は各々その約半額になっている。

農業総所得に対する各項目の占める割合をみれば、兼業所得の割合がかなり大きく、3割ほどを占め、当地域の農家にとって、これは重要な財源であったと判断できる。

---

23) 『農家経済の実相』, p.46。

表3-11 農業外所得 (単位：円)

種 目		4 号		5 号	
		昭和8年	昭和9年	昭和8年	昭和9年
兼業収入	俸給労銀	184.42	209.58	85.30	79.43
	財産収入	3.13	—	—	—
	その他	—	—	134.48	98.00
	小 計	187.55	209.58	219.78	177.43
兼 業 費		2.32	2.06	16.17	14.49
家 事 収 入		94.45	23.17	12.95	12.00
農 業 外 所 得		279.68	230.69	216.56	174.94

表3-12 農業総所得 (単位：円)

種 目	4 号		5 号	
	昭和8年	昭和9年	昭和8年	昭和9年
農業所得	581.05	499.88	320.64	217.95
農業外所得	279.68	230.69	216.56	174.94
合 計	860.73	730.57	537.20	392.89
(内現金所得)	636.04	518.48	356.87	237.56

### 3 家計費

表3-13で示すように、4号農家は8年度、5号農家は9年度各々一家変動があったため、衛生費、冠婚葬祭費は膨張していた<sup>24)</sup> これらの年を例外として、総家計費における自給化は、4号農家32.85%で、5号農家39.53%であり、米・麦作地方に比べ比較的lowかった。

自給の大部分は無論飲食費であるが、この費目においても、その全ては自給現物であったということはできない。即ち4号農家では1人当たりで米20.23円・麦8.89円、5号農家は米13.50円・麦7.12円の量をつくらなければならなかった経済であった。

飲食費の総家計費に対する割合は4号農家53.0%（昭和9年）、5号農家は

24) 『農家経済の実相』, p.49。

表 3-13 家 計 費

(単位：円)

種 目	4 号		5 号		
	昭和 8 年	昭和 9 年	昭和 8 年	昭和 9 年	
住 居 費	26.45	16.21	9.29	19.67	
飲 食 費	米	146.15	157.37	98.15	117.93
	麦	63.17	70.09	47.76	66.21
	肉 卵 類	23.37	17.26	13.96	14.54
	調 味 料	30.52	33.21	26.54	19.06
	そ の 他	66.59	63.76	92.40	71.75
計	現 金	100.99	103.81	86.25	110.27
	現 物	228.81	237.83	192.56	179.22
飲 食 費 合 計	329.80	341.69	278.81	289.49	
光 熱 費	35.59	31.98	22.44	28.89	
被 服 費	84.04	40.34	20.73	22.33	
什 器 費	19.99	12.45	6.34	4.65	
教 育 費	10.36	17.82	13.12	15.78	
修 養 費	5.35	8.54	—	—	
交 際 費	49.10	32.02	16.75	11.31	
嗜 好 費	酒	48.90	43.26	22.42	17.19
	煙 草	7.62	8.55	—	—
	そ の 他	5.73	7.64	3.98	4.42
	計	62.25	59.45	26.40	4.42
娯 楽 費	9.02	16.95	0.33	—	
衛 生 費	81.47	15.86	32.31	107.32	
冠 婚 葬 祭 費	69.16	2.29	0.73	1.83	
諸 負 担	19.21	19.90	6.61	5.23	
家 事 負 債 利 子	19.75	12.94	1.66	5.63	
そ の 他	44.88	16.52	7.83	19.12	
合 計	866.42	644.96	443.35	552.86	

62.9%（昭和 8 年）を示し、極度に緊縮された家計を現している。

一方、1人当たりで米・麦消費量において、4号農家は米20.20円・麦8.88円で、5号農家は米13.50円・麦7.10円で、5号農家より4号農家は米の消費量が倍ほど大になった。これ以外に、両農家共に甘藷、豆類、玉蜀黍などを用い、肉卵類、調味料の消費量において、5号はかなり低い程度であった。

飲食費以外の各費目共に5号農家は4号に比べ、小額であった。例えば、被服費において、4号農家の（1人当たり）8円30銭に対し、5号農家は2円70銭に過ぎない。また、酒、煙草において、4号農家は50円前後であり、5号農家は20円前後であった。

なお、5号農家は修養費、或いは娯楽費とも言うべきものはほとんどなく、日常生活水準を維持するために、一般的な文化費が犠牲にされて、生計が営まれる状態になっていた。

#### 4 農家総所得

以上のような事情の下で表3-14を得られる。4号農家は昭和8年赤字、昭和9年黒字になっていた。5号農家は逆に昭和8年若干の余剰がみられたが、昭和9年は大きな赤字とならざるを得なかった。

概して、養蚕地方より米・麦作地方の農家の生活水準がよかったと思われる一方、現金収入を増やすため、一部農家は専業農家から兼業農家に移行する傾向がみられる。農家の生活と商品経済とのかかわりを強めるとともに、農家は商品生産者と消費者としての二重性格が確立したが、農家の生活水準の格差が大きくなっていた。

表3-14 農家総所得 (単位：円)

種 目	4 号		5 号	
	昭和8年	昭和9年	昭和8年	昭和9年
農家の総所得	860.73	730.57	537.20	392.89
家 計 費	866.42	644.96	443.35	552.86
差 引 余 剰	-5.69	85.61	93.85	-159.97

## お わ り に

本論では、戦間期における農家生活水準について、階層性に焦点を当てて検証してきたわけであるが、そこから浮かび上がってきた最大の特徴は次の点であった。

### 1 各農家の間で、生活水準の格差が存在している

全国において、小作農より自作農、自作農より地主という順番で、生活水準が上昇していた傾向がみられる。地主の生活が最も裕福であり、小作農の生活が最も貧しかった。

同じ傾向が愛媛県においてみられるが、地勢や土地規模により、それぞれの格差があった。農家の収支状況を見ると、愛媛県は全国水準より低い水準になり、近代化の進行がやや遅れた印象がある。

個別農家において、養蚕地方より米・麦作地方の農家の生活水準が良かったとみられる。

### 2 生活水準の質の向上がみられるが、全国と地域の間では格差があった

斉藤万吉の「農家経済調査」(表1-1)によると、地主、自作農は、被服費、酒、煙草、「その他」などの費目の支出が拡大したため、消費構造の変容が余裕を持っていた農家から発生し、生活水準の質の向上という傾向がみられる。

しかし、愛媛県の場合は、被服費、教育費、娯楽費などの支出が上昇していたが、その額は少額であったため、生活水準の質の向上とは言えない。

### 3 農産物が商品化されるとともに、地域農家は商品生産者と消費者の二重性格を確立した

愛媛県において、米・麦作地方の自作農は収穫した米の70%以上、養蚕地方は養蚕の100%が販売された。当時農産物が商品化される割合は極めて高く、農家の生活と商品経済とのかかわりが次第に強まってきた一方、商品生産者としての性格が確立した。

個別農家の家計費構成を観察すれば、酒、煙草、「その他」などの費目支出が出てきて、日常生活品以外の嗜好品などを購入する傾向が増えてきた。すなわち、農家は商品生産者としての性格だけではなく、消費者としての性格も有していた。

#### 4 地域農家の生活水準の格差が大きくなっていった

「農家の現金支出割合は1920年代になると大きく上昇し、自作農の現金支出割合は6割近くにまで達し、小作農でも5割をこえた、第1次大戦をはさむ30年ほどの間に農家の現金支出比率の増大と階層間の格差縮小が進行し…」と「日本経済史」、東京大学出版会、大門正克著『農村社会と都会社会』、(石井寛治、原朗、武田晴人編「日本経済史2－産業革命期」、東京大学出版会)、p.343で、述べられている。

しかし、本論の表3－6によると、米麦作地方の1号農家において、昭和8年より昭和9年の家計費の現金支出が倍以上に増大していたが、差引余剰は昭和9年において赤字になっていた。同じ動向が3号農家と養蚕地方の5号農家にみられる。特に、小作農は小作料と消費者物価の二重負担の下で、一般的な娯楽・教養費が犠牲にされ、日常生活が維持できる状態になっていた。つまり、農家にとって現金支出を増大したことは必ずしも生活水準の上昇をもたらすとは言えなく、階層によって生活水準の格差が生じたという特徴があった。

要約すると、この時期、農業は商品生産としての性格を強めてきたが、それはかならずしも農業経営の上昇、農家経済の富裕化につながったわけではない。軍備拡張・戦費負担・戦後経営・恐慌により国民の負担は過重となり、農家経済の窮乏化を推し進めた。また、離農者が増えるため、農家経済における自給性が縮小し、経済変動を直接にうけるようになったことに起因している。生産手段の商品化とともに、農家の家計費の現金負担部分が増大し、恐慌に対する抵抗力が弱くなっていた。このような農家経済の窮迫の結果、農家は農業所得だけに頼るのみではなく、農外所得を求め、農業経営の多様化、農民層分

解の進行などである。

一方、日本は近代資本主義国家として西欧諸国に肩を並べるために、富国強兵の原則が続くこととなり、自らの持つ弱点を補うとともに、多くの点を犠牲にして、その目的に奉仕する姿を示すことになった。そのため、農民に対しては、低い生活水準の下で勤勉貯蓄に励むことが強調され、低賃金労働と強力な軍隊・工業化の源泉としての役割が期待されることとなった。

この役割を見るに、様々な学者はこれについて評価している。たとえば、十分な食料を供給して農工間相対価格の上昇を阻止する・輸出の促進によって工業化に必要な外貨を獲得する・農業余剰が非農業に流出して工業化の原資となったこと<sup>25)</sup>や、農業のような伝統的産業が近代的産業の発展過程と並行し、かつ相互に補完しあいながら成長をとげていったという一種均衡成長の過程が主題となる<sup>26)</sup>

しかし、近代工業が、最初に開拓した市場は、国内市場であって、その中心は、また、農村であった。農村を貨幣経済にすることによって、近代産業の発足が可能となったのである<sup>27)</sup>

この市場をめぐる内外諸条件の変動の中で、特に、工業化の著しい進展のもとで、農家生活の内実は重大な変容をこうむったのだが、それにもかかわらず、さまざまな経済背景のもとで、各農家は意識的に高く売れる農産物を選び、市場の状況に次第に強めて対応し、地域経済の発展の中に、地主から自作農、小作農に至るまでの消費力が地域経済の展開を支えたことや、近代化を達成するために貢献することはあらためて確認されるべきであろう。これらの点について、従来の検討がまだ不十分であるため、既存の研究に新たな視角を与えることができると思われ、今後の課題になるだろう。

---

25) 南亮進『日本の経済発展』、東洋経済新報社、2002年、p. 67。

26) 中村隆英『戦前期日本経済成長の分析』、岩波書店、1971年参照。

27) 大川一司『経済発展と日本の経験』、大明堂、1976年、p. 42。